

## マイナンバーカードと運転免許証の一体化制度概要（令和7年3月24日運用開始）

※ 注意点等をよくご確認ください、内容をご理解の上でご利用ください。

本資料で  
使用する  
略称等

免許証	運転免許証
マイナカード	個人番号カード（マイナンバーカード）
マイナ免許証	免許情報が記録されたマイナカード
保有状況	どの免許を保有しているか（免許証・マイナ免許証・2枚持ち）



## 群馬県内のマイナ免許証取扱窓口（令和7年3月24日現在）

最新の取扱状況は群馬県警察ホームページをご確認ください。

## 総合交通センター（前橋市元総社町80-4）

- 保有状況の変更（免許証 ⇄ マイナ免許証、2枚持ち）
- マイナ免許証関連の申請
- マイナ免許証保有者の各種手続（免許更新、記載事項変更、再交付、国外免許申請、返納、運転経歴証明書の手続等）

## その他免許窓口

※ 各地区の免許窓口は群馬県警察ホームページをご確認ください。

- マイナ免許証保有者の記載事項変更（免許の本籍・住所・氏名の変更） ※ワンストップサービス利用者を除く

## マイナカードと免許証の一体化

- ◆ **マイナカードのICチップ（空き領域）に免許情報を記録し、マイナ免許証として利用できます。**  
マイナ免許証は運転免許として使用できます。2枚持ちの場合、どちらかを携帯していれば運転できます。
- ◆ **保有状況は、免許証のみ、マイナ免許証のみ、2枚持ちのいずれかを任意に選択できます。**  
従来の免許証も選択が可能です。マイナ免許証を保有しなくてはならない制度ではありません。
- ◆ **保有状況は免許取得時に選択するほか、更新や再交付等と同時の変更や、保有状況の変更のみでも申請できます。**

## 注意点等

- ◆ **マイナカードが自動で免許になる制度ではありません。免許窓口で手続が必要です。**  
マイナカードの再発行時も改めて免許情報を記録する必要があります。
- ◆ **次の場合、マイナ免許証関連の手続はできません。**
  - ・マイナカードの有効期限（券面に記載）を過ぎている場合
  - ・マイナカードの空き領域の容量が不足している場合や、マイナカードのICチップが破損している場合
  - ・マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）やこれに基づく命令の規程により効力を失っている場合
- ◆ **マイナカードとマイナ免許証の有効期限はそれぞれ別となります。**  
それぞれ更新手続が必要です。有効期限切れのマイナカードではマイナ免許証関連の手続はできませんが、免許情報を記録した後にマイナカードの有効期限が切れても、マイナ免許証の有効期限内であれば運転は可能です。
- ◆ **マイナカード券面から、免許情報の記録の有無や、免許の状態を確認することはできません。**
  - ・免許の状態はご自身で管理する必要があります。特に免許の有効期限切れにはご注意ください。
  - ・マイナ免許証に記録された免許情報（免許の色や有効期限等、一部の情報のみ）は読取アプリ（詳細は群馬県警察ホームページをご確認ください。）にマイナ免許証申請時に設定した暗証番号を入力することで確認できます。暗証番号はマイナ免許証保有後、自動車教習所に入所する場合等にも使用します。
  - ・読取アプリでは、免許情報の「氏名、住所等」は確認できません。（マイナポータル連携により確認可能）
- ◆ **免許証とマイナ免許証にはそれぞれ12桁の番号が付与されます。（先頭11桁は共通、末尾のみ変動）**  
免許証には「免許証番号」、マイナ免許証には「免許情報記録番号」が付与され、どちらも12桁の番号ですが紛失等の状況によりそれぞれの番号が異なる場合があります。（末尾の番号は紛失等により変動）
- ◆ **一部手続を除き、2枚持ちの方が各種手続を行う場合、2枚とも免許窓口に参加する必要があります。**  
各手続に必要な持ち物等は群馬県警察ホームページをご確認ください。また、マイナ免許証の運用開始に当たり手続が変更・複雑化する場合があるため、申請前に群馬県警察ホームページで手続方法等をご確認ください。
- ◆ **マイナカードは最新の情報にしておく必要があります。**  
住所等に変更が生じた場合、免許の手続の前にマイナカードの記載事項変更が必要です。また、免許情報（住所等）はマイナカードの情報と同一にする必要があり、別の情報に変更はできません。
- ◆ **マイナカードの情報と免許情報はそれぞれ別管理です。**
  - ・免許の手続ではマイナンバーの収集・保管を行いません。
  - ・免許情報（本籍、住所、氏名）に変更が生じた場合、記載事項変更の届出が義務付けられています。マイナ免許証を保有している方も免許窓口で手続が必要です。（ワンストップサービスを利用した場合を除く。）
- ◆ **選択する保有状況により手数料の金額が異なります。**  
各手続の手数料は群馬県警察ホームページをご確認ください。

令和7年3月24日から免許関係の手数料が全面的に改正されます。（マイナ免許証関連以外の手続を含む）

- ◆ **混雑状況により手続に長時間を要する場合や、受付を制限させていただく可能性があります。**
- ◆ **マイナ免許証は全国一斉に運用開始されますが、窓口ごとの取扱手続等は各都道府県によって異なります。**

利用できる方： **マイナ免許証のみ** 2枚持ち

### マイナポータル連携

- ◇ パソコン・スマートフォン等を利用して、マイナポータルから免許情報を確認できます。

#### 注意点等

- ◇ **マイナ免許証保有後、別途免許窓口で手続が必要です。**（署名用電子証明書の提出）  
提出した証明書の抹消はできません。
- ◇ 別途手続時はマイナカード発行時等に設定した署名用パスワード（6～16桁）が必要です。
- ◇ マイナポータルの利用にはマイナカード発行時等に設定した利用者証明用パスワード（4桁）が必要です。
- ◇ 署名用パスワードは5回、利用者証明用パスワードは3回連続の誤入力でロックされます。  
免許窓口ではパスワードの確認やロック解除等はありません。
- ◇ **マイナカードの電子証明書の発行を受けていない又は失効している場合は利用できません。**  
電子証明書の有効期限（5年）切れ、利用停止の申出をした場合、マイナカードの記載事項変更時に発行していない場合等が該当します。
- ◇ **マイナポータルに表示した免許情報には、免許や身分証明書としての効力はありません。**

利用できる方： **マイナ免許証のみ** 2枚持ち

### オンライン講習

- ◇ マイナポータルを利用し、免許の更新時講習をオンラインで受講できます。（動画視聴等）
- ◇ 優良運転者講習・一般運転者講習のみが対象です。
- ◇ 対面の更新時講習よりも手数料が安価です。  
講習手数料は更新手続時のお支払いとなります。

#### 注意点等

- ◇ **マイナポータル連携が必要です。**
- ◇ 受講後、免許窓口で更新手続が必要です。  
更新手続はオンラインのみでは完了しません。
- ◇ 動画視聴によりデータ通信量が多く発生します。  
通信費用は利用者負担となるため、Wi-Fi環境等の利用が推奨されています。
- ◇ 手続が早く終わる制度ではありません。  
対面の更新時講習が不要となる制度です。対面講習受講者より早く手続が完了する制度ではありません。
- ◇ **オンライン講習の利用は任意です。オンライン講習対象者が対面講習を受講することも可能です。**  
オンライン講習を受講した場合でも、免許窓口で本人による受講が確認できない場合、対面講習を受講する必要があります。

利用できる方： **マイナ免許証のみ**

### 住所変更ワンストップサービス

- ◇ **マイナカードの記載事項（住所等）を変更すると免許情報が自動で変更され、免許の記載事項変更（窓口への届出）が不要となります。**  
対象の項目は氏名・住所・生年月日です。（どの項目を自動で変更するかは事前手続時に選択可能）

#### 注意点等

- ◇ **マイナ免許証保有後、別途免許窓口で手続が必要です。**（署名用電子証明書の提出）
- ◇ **マイナ免許証保有後、別途情報提供の同意手続が必要です。**（免許窓口で申請又はマイナポータル連携後にマイナポータルで申請）
- ◇ **署名用電子証明書が有効な必要があります。**  
マイナカードの電子証明書の発行を受けていない場合又は失効している場合は電子証明書の提出を行えません。また、サービスご利用開始後に電子証明書が失効した場合、免許情報は自動で変更されません。
- ◇ **手続の不備等にご注意ください。**  
手続の不備等により免許情報が変更されない場合、更新連絡書が届かない等、手続に影響する可能性があります。ご自身による確実な手続、ご利用状況の把握が必要です。

### 本籍変更ワンストップサービス

- ◇ **戸籍上の本籍を変更後にマイナポータルを操作することで免許情報を変更でき、免許の記載事項変更（窓口への届出）が不要となります。**

#### 注意点等

- ◇ **マイナポータル連携が必要です。**
- ◇ **住所変更ワンストップサービスとの違い**  
・自動ではなく、マイナポータルの操作が必要です。  
・情報提供の同意手続は不要です。

### 経路更新の拡大・即日化

県外窓口（住所地以外の都道府県）を経由した更新手続が次のとおり変更となります。※下記以外にも条件あり

#### 【変更前】

- ◇ 対象者：優良運転者のみ
- ◇ 手続期間：更新期間初日から誕生日まで
- ◇ 免許証は住所地都道府県から後日郵送等で受け取り

#### 【変更後】

- ◇ 対象者：保有状況によらず、  
優良運転者又は一般運転者
- ◇ 手続期間：有効期限末日まで（マイナ免許証保有者）  
※ 免許証のみの場合は誕生日まで
- ◇ **マイナ免許証は即日記録**  
※ 免許証のみ又は2枚持ちの場合、免許証は住所地都道府県から後日郵送等で受け取り

詳細は申請先都道府県警察のホームページをご確認ください。

